6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
岐阜県
岐阜県岐阜市薮田南２丁目１番１号
7　出願公表の年月日　平成27年８月24日

1　品種登録の番号　第26287号
2　品種登録の年月日　平成29年10月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Iberis L.
4　登録品種の名称　INIBESNOBA
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地
7　出願公表の年月日　平成23年１月５日

1　品種登録の番号　第26288号
2　品種登録の年月日　平成29年10月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Iberis L.
4　登録品種の名称　Masterpiece
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
New World Plants Limited
Market House, 21 Lenten Street, Alton, Hampshire, England GU341HG, United Kingdom
7　出願公表の年月日　平成24年６月19日

1　品種登録の番号　第26289号
2　品種登録の年月日　平成29年10月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Iberis L.
4　登録品種の名称　IBSZ0001
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland
7　出願公表の年月日　平成26年７月14日

1　品種登録の番号　第26290号
2　品種登録の年月日　平成29年10月24日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　山形糯（やまがたもち）98号（ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
山形県
山形県山形市松波二丁目８番１号
7　出願公表の年月日　平成28年４月27日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十九年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日　農林水産大臣　齋藤　健

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、七五四、八〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六九一、三〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二二八、五〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一三六、三〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三六一、一〇〇円

○国土交通省告示第九百四十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1400	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）ル・サンク仙台二日町」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社ＮＩＰＰＯ 代表取締役 岩田　裕美	東京都中央区八重洲一丁目２番16号	平成29年10月12日

○国土交通省告示第九百五十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟原動機株式会社新潟内燃機工場	新潟県新潟市東区岡山1300番地	内燃機関（シリンダの径が600ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年10月14日から平成34年10月13日まで

○国土交通省告示第九百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大洋電機株式会社　岐阜工場	岐阜県羽島郡笠松町如月町18番地	発電機（定格出力が交流3000キロボルトアンペア、直流800キロワット以下のものに限る。）	平成29年10月14日から平成34年10月13日まで
〃	〃	電動機（定格出力が1500キロワット以下のものに限る。）	〃

○国土交通省告示第九百五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ダイハツディーゼル株式会社　守山工場	滋賀県守山市阿村町45番地	内燃機関（シリンダの径が450ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年10月14日から平成34年10月13日まで
〃	〃	軸系の変速装置	〃

○国土交通省告示第九百五十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年十月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第ＦＲ－592号	表面仕上材（表面床張り材（難燃性塗料））	ノンスリップ塗料	日本ペイントマリン株式会社	兵庫県神戸市長田区駒ヶ林南町１番26号